

50. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本㈱）

災害時における生活物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という）と、マックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という）とは、災害時における生活物資の確保に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な生活物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、生活物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（生活物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、被害の状況に応じ原則として別表第1に掲げる生活物資のうちから指定するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに生活物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書又は電話等により甲に報告するものとする。



（物資の配送）

第5条 生活物資の引渡し場所 および引渡し場所までの配送方法は、甲と乙が協議して決定するものとする。

2 乙が引渡し場所まで配送する場合、甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（物資供給場所の対象施設）

第7条 物資供給場所として使用する主たる店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
マックスバリュ西日本㈱	マックスバリュ神河店	神崎郡神河町栗賀町363番地

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはマックスバリュ西日本株式会社総務部部長とする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(改正及び廃止)

第10条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

(疑義)

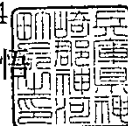
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前6-4

神河町長 山名宗悟



(乙) 広島県広島市南区段原南1丁目3-5-2

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗章男



5 1. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（生活協同組合コープこうべ）

災害時における生活物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に生活物資を供給できるようにすることを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、生活物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、別表第1の拠点事業所の支障がない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに生活物資の供給を行うとともに、その旨連絡するものとする。



（生活物資の指定）

第5条 生活物資は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（生活物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（生活物資の配送）

第7条 生活物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平素から物価及び需要の動向並びに事業所の状況、その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければ

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

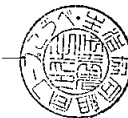
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月25日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64
神河町長 山名 宗悟



(乙) 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 本田 英一



5 2. 災害時における生活物資の確保に関する協定（㈱エーコープ近畿）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、株式会社エーコープ近畿（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食料品
- （2）食器類
- （3）日用品
- （4）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社エーコープ近畿	栗賀店	神崎郡神河町栗賀町321-1

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあっては株式会社エーコープ近畿 栗賀店店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 27 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

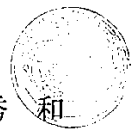
神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 高槻市番田1丁目51番1号

株式会社エーコープ近畿

代表取締役社長 島 秀 和



53. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ゴダイ株）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、ゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

○ 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）日用品
- （2）くすり
- （3）その他、乙の取扱い商品



（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ゴダイ株式会社	ゴダイドラック神崎店	神崎郡神河町福本75

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはゴダイ株式会社管理本部 本部長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 3 / 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 博



(乙) 姫路市綿町104番地スクエアビル2F

ゴダイ株式会社

管理本部 本部長 笠 原 集



5 4. 災害における生活物資の確保に関する協定書（㈱ジュンテンドー）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食器類
- （2）日用品
- （3）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。



（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社 ジュンテンドー	神崎店	神崎郡神河町福本654番地

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあっては株式会社 ジュンテンドー 神崎店店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

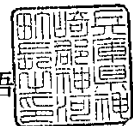
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 4 月 6 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 広島県安芸郡府中町茂陰1丁目13番45号

株式会ジュンテンドー

代表取締役社長 飯 塚 正



5 5. 災害時における廃棄物処理に関する応援協定書

災害時における廃棄物処理に関する応援協定書

神河町（以下「甲」という。）と、兵庫県環境事業商工組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物処理等の救援活動に関し、助け合い精神に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における廃棄物の処理に関する応援を要請することについて、必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と、被災排水処理施設の早期復旧を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害時における廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び、農業集落排水施設等の管路に堆積した土砂）で、甲が生活環境の復旧上、特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- （1）廃棄物の処理に必要な機材、資材の提供
- （2）廃棄物の処理に必要な人員の派遣
- （3）前各号の掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請）

第3条 甲は、災害が発生し、それに伴う廃棄物の処理が必要な場合は、乙に対し応援を要請するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 甲が乙に対し行う応援要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請の時間がない時は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）連絡責任者

（2）応援要請内容（作業内容、作業場所、作業予定期日）

（3）その他必要な事項

（応援の実施）

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

（応援のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき必要な措置を講ずるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、甲からの応援要請を受け、廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項の文書（様式2号）で甲に通知するものとする。

（1）応援期間

- (2) 応援場所
- (3) 応援作業内容
- (4) 応援人員、機材等
- (5) その他必要な事項
- (経費負担)

第8条 応援に要する経費は、原則として甲が負担するものとし、その額は適正価格として甲乙が協議の上決定する。

(損害賠償)

第9条 第4条の規定により応援に従事した乙の会員の職員は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)に加入したものを充て、当該職員がその応援作業従事のため死亡、負傷、又は疾病にり患した場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第10条 甲は必要と認めた場合は、乙に対し甲の主催する災害対策本部等の関係会議への出席を求めることができることとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては神河町住民生活課、乙においては兵庫県環境事業商工組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害対策を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の適用)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3月19日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 神戸市中央区橘通4-2-6

兵庫県環境事業商工組合

理事長 田 中 一



56. 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

神河町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

神河町（以下「甲」と言う。）と社会福祉法人神河町社会福祉協議会（以下「乙」と言う。）は、次のとおり神河町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神河町地域防災計画に基づくセンターの設置及び運営に関する必要な事項を定める。

（センターの設置）

第2条 甲及び乙は、必要があると判断した時は、甲乙協議のうえセンターを設置する。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを神崎支庁舎内に設置する。ただし、神崎支庁舎内にセンターを設置することが困難な場合は、甲乙協議のうえ決定した場所にセンターを設置する。

2 甲及び乙は、特に被害の大きい地域にセンターの設置の必要があると判断した時には、甲乙協議のうえ決定した場所にセンターの分所（以下「サテライト」という。）を設置することができる。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害ボランティアセンターの運営に関すること。
- （2）災害ボランティアの受け入れ及び調整に関すること。
- （3）災害ボランティア保険の加入受け付けに関すること。
- （4）災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- （5）その他災害ボランティア活動支援に関すること。

（設置の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所、その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行う。ただし、緊急時においては口頭により要請し、その後速やかに文書を交付する。

2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告する。

（担当窓口の設置）

第6条 甲は、町災害対策本部に、センターの設置及び運営を円滑に行うための担当窓口を設置する。乙は、設置された担当窓口を通して町災害対策本部との調整等を行い、被災状況及びセンターの設置及び運営に関する必要な情報を速やかに得る。

（関係団体との協力体制）

第7条 甲及び乙は、ボランティア団体、地域住民及び関係団体と情報交換等を行い、平常時からこれらの団体との連携に努めなければならない。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、センターの設置及び運営並びに災害ボランティア活動支援を円滑に行うために必要な物資及び活動場所等を、協力して確保する。

(費用負担)

第9条 第4条各号に規定する業務に対し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動にかかる支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てる。

2 乙は、前項に規定する費用及び収入の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第10条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、災害ボランティア保険の範囲で対応する。

2 前項の災害ボランティア保険の加入にかかる費用は、甲が負担する。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成26年12月24日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64

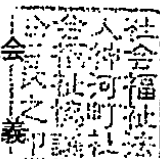
神河町長 山名 宗 惇



乙 兵庫県神崎郡神河町栗賀町630番地

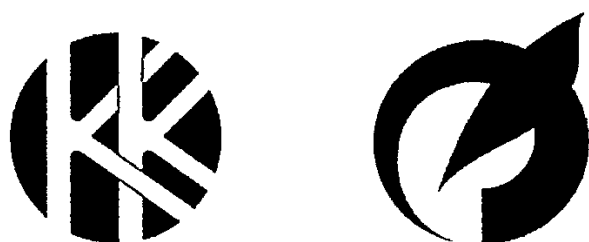
社会福祉法人 神河町社会福祉協議会

会長 中野 正義



57. 神川町の災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書



埼玉県児玉郡 神 川 町

兵庫県神崎郡 神 河 町

神川町・神河町 災害時相互応援に関する協定書

（趣 旨）

第1条 埼玉県神川町と兵庫県神河町（以下、「協定町」という。）は、友好・連携の精神に基づき、いずれかの町域において災害が発生し、被災町では十分な応急措置が実施できない場合に、被災町の要請にこたえ、相互に協力し、被災町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急復旧及び復興業務に必要な職員及び民間ボランティアの派遣
- (2) 被災町の被災者の受け入れ
- (3) 食糧、生活必需品、復旧活動等に必要な資機材の供給及び提供

（応援要請の手続き）

第3条 被災町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。
ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員等の職種及び人員
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的活動）

第4条 大規模な災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合は、応援町は速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 応援町の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援町の負担とする。
- 3 応援町の職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援町の職員の派遣に要する経費は、被災町及び応援町が協議して定める。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

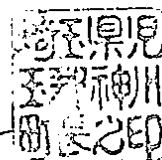
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町の長それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 27 年 10 月 30 日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

神川町長

清水雅之



兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長

山名宗悟



58. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別介護老人ホーム うぐいす荘）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム うぐいす荘（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	特別養護老人ホーム うぐいす荘
所 在 地	神崎郡神河町福本1241番地の3

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山 名 宗 悟



乙 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山1241-3

特別養護老人ホームうぐいす荘

施設長 上原 晴 夫



59. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別介護老人ホーム あやめ苑）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム あやめ苑（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	特別養護老人ホーム あやめ苑
所 在 地	神崎郡神河町比延277番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山 名 宗 悟



乙 兵庫県神崎郡神河町比延277

社会福祉法人光輪福祉会
特別養護老人ホームあやめ苑
施設長 日 並 香



60. 災害時における福祉避難所に関する協定書（アキタケメディカル「さくら」介護センター）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と アキタケメディカル「さくら」介護センター（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。
2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	アキタケメディカル「さくら」介護センター
所 在 地	神崎郡神河町吉富1597番地の1

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来すおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山 名 宗 悟



乙

兵庫県神崎郡福崎町福崎新121番地15

有限会社アキタケメディカル

代表取締役 秋武千賀子



6 1. 災害時における福祉避難所に関する協定書（介護老人保健施設かみかわ）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と介護老人保健施設かみかわ（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	介護老人保健施設 かみかわ
所 在 地	神崎郡神河町422番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来すおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月13日

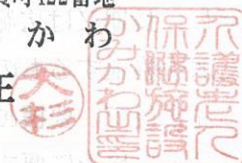
甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山 名 宗 悟



乙 〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町栗賀町422番地
介護老人保健施設 か み か わ

施設長 大杉隆正



6 2. 災害時における福祉避難所に関する協定書 (Resort によん in 神河)

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と Resort によん in 神河（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第 3 条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 3 条第 1 項第 1 号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第 4 条 前条第 1 項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	Resort によん in 神河
所 在 地	神崎郡南小田 1 2 3 3 番地の 2

（経費の負担）

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第 6 条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来すおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30/年 2月 7日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山 名 宗 悟



乙

兵庫県神崎郡市川町甘地166番地の3

株式会社 アミューズ24

代表取締役 安 積 進

